

資料 1

生物多様性なごや戦略策定会議設置要綱

(目的)

- 第1 生き物と共生する持続可能な都市なごやを目指し、その実現に向けた指針となる「生物多様性なごや戦略」(以下「なごや戦略」という。)を、市民との協働により策定するための仕組みとして、「生物多様性なごや戦略策定会議」(以下「戦略策定会議」という。)を置く。

(会議の構成)

- 第2 戦略策定会議に以下の会議を置き、それぞれに掲げる事項及びそれに関連する必要な事項を扱うものとする。
- (1) 専門家会議 しみん検討会議との連携を図り、専門家の見地からなごや戦略をとりまとめ、市に報告する。
 - (2) しみん検討会議 市民の協働により、なごや戦略に必要な事項を検討し、専門家会議に提案する。
- 2 戦略策定会議の代表は、専門家会議の座長及びしみん検討会議の代表が共同で務める。
- 3 戦略策定会議の招集、議事運営は、専門家会議の座長が行う。

(専門家会議の組織)

- 第3 専門家会議は、10名以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
 - 3 専門家会議に座長を置き、座長は市長が選任する。

(専門家会議の運営)

- 第4 専門家会議の会議は、必要の都度、座長が招集する。
- 2 座長は、専門家会議の議事運営に当たる。
 - 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を顧問として指名することができる。
 - 4 座長は、前項において指名された顧問に対し、会議への出席を求め、意見を聴き、市民に向けた情報発信を行うよう求めることができる。
 - 5 座長が会議に出られない場合は、座長の指名する委員がその職務を代行する。
 - 6 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、専門家会議が定める。

(しみん検討会議の組織)

- 第5 しみん検討会議に、次に掲げる世話人を置く。
- (1) 専門家会議において指名された委員
 - (2) なごや生物多様性アドバイザーに関する要綱に定められたなごや生物多様性アドバイザー
 - (3) なごや環境大学実行委員会において推薦を受けた者
 - (4) その他、市長が必要と認めた者

(しみん検討会議の運営)

- 第6 しみん検討会議の運営に必要な事項は、別途、しみん検討会議において定める。

(謝金)

第7 専門家会議の委員の謝金は、別途定める。

(庶務)

第8 戦略策定会議の庶務は、環境局環境都市推進部生物多様性企画室において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月28日から施行する。
- 2 第2の2の規定に関わらず、しみん検討会議の代表が選任されるまでは、専門家会議の座長を代表とする。